

## 大館市へき地保育料の基準について

## ◆保育料算定に関係する事項及び必要な手続き等

必要な手続き等がないかご確認ください。④以降は、該当しなくなった場合も手続き等が必要となります。各事項に変更があり、保育料等が変更となる場合、変更を届け出た翌月以降の保育料算定に適用されます。

## ①市町村民税の額（父母合算額）

4～8月分は前年度、9～3月分は当年度の課税額を用います。また、事実婚による配偶者を含みます。※父と母のそれぞれの収入が年103万円以下等のとき、同居の祖父母等の課税額を合算する場合があります。

**【手続】** 【転入されたかた、転出されているかたのみ】 市町村民税課税証明書の提出

（証明書の年度は、入園月及び転入転出年月日で異なりますので、子ども課までお問い合わせください。）

## ②認定区分

教育認定、保育認定標準時間、保育認定短時間などの区分です。

**【手続】** 【認定区分（教育・保育）や時間（標準時間・短時間）を変更する場合】 変更申請書等

## ③お子さんの年齢

年度当初（4月1日時点）の年齢となります。（保育認定のみ）

## ④兄弟の有無

兄弟がいる場合、保育料が軽減される場合があります。詳しくは裏面の保育料表をご覧ください。

※年度が変わり、兄弟の年齢が上がることで軽減がなくなる場合もありますので、ご注意ください。

**【手続】** 【入園児童と兄弟の住所が異なる場合のみ】 子ども課までご相談ください。

## ⑤ひとり親世帯（軽減世帯）に該当

未婚、離婚、死別の状態を指します。それ以外（離婚調停中など）については⑦をご覧ください。

**【手続】** ○健康保険証（入園児童及び保護者）の写しの提出

○戸籍謄本の提出（児童扶養手当の申請等で提出済みの場合は不要です。）

## ⑥障害等世帯（軽減世帯）に該当

手帳等（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書）を所持していて、施設入所していない同居の世帯員がいる世帯を指します。

**【手続】** 同居の世帯員における手帳等の写しの提出

## ⑦その他

離婚調停中、配偶者からの暴力により避難中などの世帯を指します。

**【手続】** ○申立書の提出 ○離婚等調停申立書などの写し（詳細はお問い合わせください）

※このほか、保護者が「里親」である場合、子ども課までご連絡ください。

■お問い合わせ先 子ども課子育て支援係（電話）0186-43-7053

裏面にへき地保育料表を掲載しております。

## へき地保育料表（平成30年度）

### ◆教育認定（1号・満3歳児～5歳児）

※網掛けの料金は、満3歳児の場合に10,500円となります。

階層	定義		年齢順	軽減世帯		保育料 助成割合
				一般世帯	[ひとり親世帯・障害等世帯]	
1	生活保護世帯等		共通	0	0	1/2
2	市町村民税 非課税世帯 (均等割課税世帯含む)		第1子	3,000	0	1/2
			第2子	0	0	
3	市町村民税	77,100円以下	第1子	7,600	3,000	1/2
			第2子	3,800	0	
4	所得割 課税額	77,101円以上 211,200円以下	第1子	10,000	10,000	1/4
			第2子	7,700	7,700	
5		211,201円以上	第1子	10,000	10,000	対象外
			第2子	9,650	9,650	

◇満3歳児の到達前は、階層・年齢順・世帯にかかわらず10,500円となります。

### ◆保育認定（2号・3号）

※網掛けの料金は、保育短時間認定の場合に100円減額となります。

階層	定義		年齢順	一般世帯		軽減世帯		保育料 助成 割合
				2歳児	3～5歳児	2歳児	3～5歳児	
1	生活保護世帯等		共通	0	0	0	0	1/2
2	市町村民税 非課税世帯		第1子	6,700	4,500	0	0	1/2
			第2子	0	0	0	0	
3	市町村民税	48,600円未満	第1子	10,500	10,000	6,700	4,500	1/2
			第2子	7,300	6,150	0	0	
4-1	所得割 課税額	48,600円以上 57,700円未満	第1子	10,500	10,000	6,700	4,500	1/4
			第2子	10,500	10,000	0	0	
4-2		57,700円以上 77,101円未満	第1子	10,500	10,000	6,700	4,500	1/4
			第2子	10,500	10,000	0	0	
4-3		77,101円以上 97,000円未満	第1子	10,500	10,000	10,500	10,000	1/4
			第2子	10,500	10,000	10,500	10,000	
5		97,000円以上 169,000円未満	第1子	10,500	10,000	10,500	10,000	1/4
			第2子	10,500	10,000	10,500	10,000	

◇6階層～8階層は、10,000円(2歳児のみ10,500円)で、保育料助成は対象外です。(世帯・年齢順 共通)

(所得割>6階層:169,000円～301,000円未満、7階層:301,000円～397,000円未満、8階層:397,000円～)

○兄弟がいる場合、生計を一にするお子さんの年齢順に、第3子以降は0円となります。

※お子さんの年齢順は、「教育認定」の4階層・5階層は小学校3年生以下のお子さんだけで判断し、「保育認定」の一般世帯の4-2階層から8階層まで、軽減世帯の4-3階層から8階層までは小学校就学前のお子さんだけで判断します。(就学前のお子さんは保育所等に在籍しているお子さんに限ります。)

○保育料助成割合について、「平成28年4月2日以降に生まれた第3子以降の子どもがいる世帯の第2子以降」、「平成30年4月2日以降に生まれた第2子以降」は助成割合が10/10(全額助成)となります。ただし、「対象外」の階層を除きます(一部例外あり)。※ここでの年齢順は、階層にかかわらず、全体的にお子さんについて、判断します。